

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 44 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 42 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から45年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間①について、昭和43年10月頃、国民年金の強制加入対象者とのことでA区役所から黄色の納付書が届いたため、3か月ごとに1,350円（月450円の3か月分）を郵便局で納めた。年金手帳は、B区に移転した後にB区役所から郵送された記憶がある。

申立期間②については、昭和53年8月頃、私と妻の分の手書きの納付書が届き、すぐにC銀行D支店で二人分の国民年金保険料1万3,300円を納付した。私の領収書は紛失してしまったが、妻の領収書は残っており、国民年金の記録も納付済みとなっている。結婚後は、私が自身と妻の分の保険料を一緒に納付しており、申立期間について、私の記録だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録に納付記録がある昭和46年1月以降については、申立期間②を除き、国民年金保険料を全て納付（又は申請免除）していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「結婚した昭和50年4月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、納付日が確認できる52年7月から54年3月までの保険料は、おおむね夫婦一緒に納付していることが確認できる上、妻の申立期間②の保険料は納付済みとされていることから、申立人の保険料も一緒に納付したはずであるとする主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、「昭和 43 年 10 月頃、A 区役所から納付書が届き、国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 区から転居した B 区において 46 年 8 月又は同年 9 月に払い出され、資格取得は 43 年*月*日に遡及して行われていることが確認できること、A 区において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を A 区に納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、「3 か月ごとに郵便局で納付していた。」と主張しているが、A 区における国民年金保険料の納付書の発行は昭和 45 年 10 月以降であり、当時の保険料の納付方法と合致しない上、申立期間①当時の保険料の金額についても、申立人が記憶する金額とは一致しない。

さらに、申立人が B 区において国民年金の加入手続を行った時点（昭和 46 年 8 月又は同年 9 月）において、申立期間①のうち、44 年 7 月から 45 年 12 月までについては、過年度保険料として納付が可能であったが、申立人は、1 年以上のまとまった期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

このほか、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年3月まで

私は、昭和47年の夏頃に国民年金の加入勧奨を受け、同年11月頃に自分で加入手続きを行い、その時点で納付が可能だと説明を受けた過去2年分の国民年金保険料を、父に依頼して納付してもらったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその父親は、自身及びその妻の国民年金保険料を完納しており、申立人及びその父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和47年11月頃に国民年金の加入手続きを行い、その時点で、2年間の国民年金保険料については遡及して納付が可能であるとの説明を受け、父に依頼して保険料を納付してもらった。」と主張しているところ、申立人が実際に加入手続きした時期は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された者の資格取得日の記録から同年11月と推認でき、資格取得は20歳到達時の45年*月*日に遡及して行われていることが確認できることから、当該加入手続きを行った時点において、申立期間のうち45年10月から47年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料として納付可能であったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、上記の国民年金保険料について、「商品の販売を父親に依頼し、その販売代金で国民年金の過年度保険料の納付を依頼した。父親からは納付してきたと聞いた。」と述べており、納付したとする国民年金保険料の金額も、上記の納付可能な期間の保険料の金額とおおむね一致してい

ることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立人は、前述の過年度納付が可能な期間以外に、20歳到達時に遡及して資格を取得した昭和45年*月から同年9月までの期間についても申し立てしているところ、その理由について申立人は、「父が20歳到達時まで遡及して国民年金保険料を納付してくれたかもしれないので、その期間も含めて調査してほしい。」と述べている一方、申立人は、「加入手続を行った時点（47年11月）において、遡及して2年間の国民年金保険料を納付することができる」と聞いた。」と述べており、その内容は時効の制度と合致していることから、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の＜訂正前標準賞与額＞（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年7月25日

申立期間について、株式会社Aから支給された夏期賞与額は、＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）であり、その金額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額が＜訂正前標準賞与額＞（別添一覧表参照）として記録されている。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初＜訂正前標準賞与額＞（別添一覧表参照）と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月3日に＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、当該賞与に係る給与明細リストから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

別添 一覧表

No.	処理番号	申立人氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	訂正前標準賞与額	訂正後標準賞与額
1	秋田 事案946	男		昭和41年生		18万3,000円	25万1,000円
2	秋田 事案947	女		昭和39年生		15万円	21万円
3	秋田 事案948	男		昭和38年生		14万3,000円	19万8,000円
4	秋田 事案949	男		昭和39年生		14万4,000円	19万4,000円
5	秋田 事案950	男		昭和37年生		14万3,000円	19万8,000円
6	秋田 事案951	男		昭和36年生		15万3,000円	20万円
7	秋田 事案952	男		昭和45年生		15万3,000円	21万円
8	秋田 事案953	男		昭和44年生		13万7,000円	18万4,000円
9	秋田 事案954	男		昭和32年生		16万1,000円	22万4,000円
10	秋田 事案955	男		昭和30年生		16万2,000円	22万円
11	秋田 事案956	男		昭和32年生		14万9,000円	20万7,000円
12	秋田 事案957	男		昭和45年生		14万4,000円	18万9,000円
13	秋田 事案958	男		昭和42年生		13万7,000円	18万8,000円
14	秋田 事案959	男		昭和39年生		14万4,000円	19万4,000円
15	秋田 事案960	男		昭和44年生		12万9,000円	18万2,000円
16	秋田 事案961	男		昭和42年生		13万9,000円	19万5,000円
17	秋田 事案962	男		昭和42年生		13万9,000円	18万6,000円
18	秋田 事案963	男		昭和34年生		15万円	20万4,000円
19	秋田 事案964	男		昭和40年生		15万9,000円	20万5,000円
20	秋田 事案965	男		昭和42年生		15万5,000円	21万8,000円
21	秋田 事案966	男		昭和40年生		14万1,000円	19万4,000円
22	秋田 事案967	男		昭和47年生		13万5,000円	18万2,000円
23	秋田 事案968	男		昭和47年生		12万5,000円	17万6,000円
24	秋田 事案969	男		昭和42年生		13万1,000円	18万6,000円
25	秋田 事案970	男		昭和42年生		13万9,000円	18万6,000円
26	秋田 事案971	男		昭和48年生		12万6,000円	17万2,000円
27	秋田 事案972	男		昭和43年生		14万4,000円	19万7,000円

28	秋田 事案973	男		昭和45年生		12万8,000円	17万9,000円
29	秋田 事案974	男		昭和43年生		13万1,000円	18万4,000円
30	秋田 事案975	男		昭和48年生		12万3,000円	17万2,000円
31	秋田 事案976	男		昭和43年生		13万1,000円	18万4,000円
32	秋田 事案977	男		昭和46年生		13万円	18万3,000円
33	秋田 事案978	男		昭和51年生		12万1,000円	17万円
34	秋田 事案979	男		昭和45年生		13万4,000円	18万4,000円
35	秋田 事案980	男		昭和56年生		11万9,000円	16万9,000円
36	秋田 事案981	男		昭和56年生		12万円	16万9,000円
37	秋田 事案982	男		昭和39年生		13万5,000円	18万9,000円
38	秋田 事案983	男		昭和49年生		12万6,000円	17万円
39	秋田 事案984	男		昭和53年生		13万円	17万5,000円
40	秋田 事案985	男		昭和51年生		12万7,000円	17万7,000円
41	秋田 事案986	男		昭和56年生		12万6,000円	16万9,000円
42	秋田 事案987	男		昭和40年生		14万4,000円	19万4,000円

秋田国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月、52年4月から56年6月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月
② 昭和52年4月から56年6月まで
③ 昭和57年4月から同年6月まで

申立期間において、家族（父、母及び妻）の国民年金保険料は納付済みとなっている。父が世帯分をまとめて集金人に納めていたはずなのに、自分の分だけが未納となっているのは納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「家族（父、母及び妻）の国民年金保険料は納付済みとなっている。父が世帯分をまとめて集金人に納めていたはずであり、私の保険料も納付していたはずである。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和57年4月30日（実際の資格取得手続は、前後に払い出された者の資格取得日の日付から、58年7月6日以降）であり、当該資格取得手続時に、51年10月2日まで遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間①から③までについて、当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の父親は集金人に申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、国民年金保険料現金納付者名簿から、遡及して資格を取得した期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの保険料は58年9月29日に、56年10月から同年12月までの保険料は59年2月29日に、57年1月から同年3月までの保険料は59年4月に、57年7月から同年9月までの保険料は59年10月27日に、57年10月から58年3月までの保険料は60年1月17日に、それぞれ過年度保険料として納付していることが確認できることから、申立人

の過年度保険料を最初に納付した 58 年 9 月 29 日の時点では、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができなかった。

さらに、申立期間③については、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、納付の時効成立後の昭和 59 年 10 月 27 日に国民年金保険料が納付されたが、時効成立後であったため、時効前の未納期間である 59 年 7 月から同年 9 月の保険料に充当した旨の記載が確認できる。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 7 月まで

私は、A 事業所を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、B 株式会社に就職し厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの申立期間について、国民年金保険料を自分で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A 事業所を退職した後、C 区において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、D 市町村において平成 3 年 8 月に払い出され、申立人が B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した 3 年 4 月 28 日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人が申立期間当時に住民登録をしていた C 区において、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料を納付した金融機関、保険料額等についての記憶が曖昧であるなど、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年12月1日まで
申立期間においては、A事業所内のB事業所でC職として働いた。厚生年金保険料を納めていたはずなので、加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所には昭和31年度から42年度まで、毎年D作業員として勤務していたが、33年度の厚生年金保険の加入記録が無い。」と主張しているところ、A事業所が保管する人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が同僚として記憶する7人についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、そのうち聴取できた一人は、「私も昭和33年度だけ厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいと思っているが、当時、厚生年金保険料が控除されていたかの記憶は明確でない。」と述べている。

また、A事業所における申立期間及びその前後の年度の厚生年金保険の被保険者資格取得者数の年度別推移についてみると、31年度は271人、32年度は448人、34年度は468人、35年度は496人となっていることが確認できる一方で、申立期間の33年度は4人のみである。

さらに、上記の昭和33年度に資格を取得した4人は、翌年の34年度から共済組合に加入していることが確認でき、4人のうち二人は、「試験に合格したが、採用枠が無かったので正式採用されるまでの臨時採用期間中であった。」と証言し、別の二人は、「内勤職員であった。」と証言していることから、A事業所では、申立期間を含む33年度当時、D作業員については厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所では、「厚生年金保険の適用については各事業所によって異なり、当時の書類が現存せず、当時の事情は不明である。」と回答しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 55 年 6 月まで

私は、昭和 45 年 6 月に A 区にあった有限会社 B に入社し、厚生年金保険に加入させると言われ、会社から健康保険証を受け取ったと記憶している。しかし、同社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 B の代表取締役及び同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、有限会社 B の代表取締役は、「当社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している上、申立期間当時、同社に勤務していた同僚は、「会社は厚生年金保険に加入していなかったため、私は国民年金に加入していた。給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言しているところ、上記の代表取締役及び同僚は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、有限会社 B が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないとともに、申立期間当時、有限会社 B のようなサービス業（飲食店営業）は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間において、任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、C 市町村において昭和 55 年 12 月 8 日に払い出され、資格取得は 20 歳到達時の 49 年*月*日に遡及して

行われていることが確認でき、同市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間のうち55年4月から同年6月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和47年9月1日から同年11月1日まで

私は、A株式会社に申立期間①も勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和44年7月1日となっている。

また、B事業所に申立期間②も勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和47年11月1日となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A株式会社における厚生年金保険の加入記録が昭和44年7月1日からとなっているが、同年6月1日から勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間①において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年7月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかった。当時の資料は無いが、厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思われる。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年7月1日であり、申立期間①当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する9人の同僚全員についても、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和44年7月1日であることが確認できる。

さらに、前述の9人の同僚のうちA株式会社において申立人と同様に昭和44年6月から雇用保険の記録が確認でき、連絡先が判明した6人に照会したところ、いずれの者からも申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B事業所における厚生年金保険の加入記録が昭和47年11月1日からとなっているが、同年9月1日から勤務していた。」と主張しているところ、同事業所の事業主の証言から、申立人は、時期は明確に特定できないものの、申立期間②当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記のB事業所の事業主は、「当時の資料は無いが、入社後すぐに退職する者もいたので、一定期間様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険に加入させていない期間について、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。また、申立人と同日付けで資格を取得している者は再入社した者であると記憶しており、この者については再入社と同時に加入手続したと記憶している。」と証言している。

また、当時の複数の同僚から聴取したが、自身の入社時期について明確に記憶している者は無く、厚生年金保険に加入するまでの間に、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかを記憶している者も無い。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。